

愛知県産業労働センター 附属設備利用許可申請書							
愛知県産業労働センター 館長 殿						年 月 日	
申請者			〒				
住			所				
団 体 名							
担 当 者 氏 名							
利用許可書番号			第		号		
催物の名称							
利用目的							
利用施設							
附属設備名	利用期間		数	量	単 位	単 価	金 額
	年 月 日	時 間					
		午前・午後 ・夜間					
		午前・午後 ・夜間					
		午前・午後 ・夜間					
		午前・午後 ・夜間					
		午前・午後 ・夜間					
		午前・午後 ・夜間					
		午前・午後 ・夜間					
		午前・午後 ・夜間					
合計利用料金				円	納期限		年 月 日
その他参考と なる事項	受 取 日		年 月 日		受 取 者		
	請 求 書 送 付 先		<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる(送付先別添のこと)				

- 備考 1 太線の枠内のみ記入してください。
- 2 複数の施設を異なる日程で併用する場合、施設ごとに利用許可申請書を提出してください。
- 3 本様式に記入された内容は、利用に関する諸手続き、本施設に関するご案内に利用します。
- 4 愛知県では、愛知県暴力団排除条例第9条の規定により、公の施設が暴力団の利益となる活動に利用されることを認めておりません。
- 5 利用を許可するにあたり、又は利用を許可した後に、この申請に係る施設の利用が暴力団の利益となるかどうかについて、愛知県警察本部長にその意見を聴くことがあります。
- 6 利用を許可した後に、当該許可に係る行為が暴力団の利益となる行為に該当することが明らかになった場合は、当該許可を取り消し、又は当該許可に係る施設の利用を中止にすることがあります。

記入例

こちらの枠内のみご記入ください

様式第1 (その2) (第5条関係)

愛知県産業労働センター 附属設備利用許可申請書

西暦で記入願います

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

愛知県産業労働センター 館長 殿

原則として、施設の利用申請内容および申請者許可書と同じ内容をご記入願います。

〒 450-0002
 住 所 愛知県名古屋市中村区名駅4-4-38
 団 体 名 ウィンクあいち
 担 当 者 氏 名 ウィンク花子

既に許可書が発行されている予約に対しての場合は、許可書番号をご記入願います。 利用許可書番号 第 1234567 号

催物の名称	これでわかる！ウィンクあいち活用方法
利用目的	講習会

利用施設	ご利用の区分全てに〇印をして下さい。 901・902	備品が必要な会場全てをご記入願います。
------	----------------------------	---------------------

附属設備名	利用期間		数	量	単	位	単	価	金	額
	年 月 日	時 間								
マイクセット (大)	2013年4月25日	午前・午後 夜間	1							
有線マイク	2013年4月25日	午前・午後 夜間	1							
ワイヤレスマイク	2013年4月25日	午前・午後 夜間	2							
スクリーン	2013年4月25日	午前・午後 夜間	1							
プロジェクター小	2013年4月25日	午前・午後 夜間	1							
		午前・午後 夜間								
		午前・午後 夜間								
		午前・午後 夜間								

備品の数量は、1会場当たりの数量をご記入願います。

※こちらの欄は何も記入しないで下さい。

合計利用料金	円	納期限	年 月 日
--------	---	-----	-------

受取日	年 月 日	受取者
-----	-------	-----

その他参考となる事項	請求書送付先 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる(送付先別添のこと)
------------	---

請求書の宛名や送付先を変更する場合は、この枠内に詳細をご記入願います。

- 備考
- 1 太線の枠内のみ記入してください。
 - 2 複数の施設を異なる日程で併用する場合、施設ごとに利用許可申請書を提出してください。
 - 3 本様式に記入された内容は、利用に関する諸手続き、本施設に関するご案内に利用します。
 - 4 愛知県では、愛知県暴力団排除条例第9条の規定により、公の施設が暴力団の利益となる活動に利用されることを認めておりません。
 - 5 利用を許可するにあたり、又は利用を許可した後に、この申請に係る施設の利用が暴力団の利益となるかどうかについて、愛知県警察本部長にその意見を聴くことがあります。
 - 6 利用を許可した後に、当該許可に係る行為が暴力団の利益となる行為に該当することが明らかになった場合は、当該許可を取り消し、又は当該許可に係る施設の利用を中止にすることがあります。